

# 健康診断時の医学適正検査について

## 国労の要求が実現しました

みなさんは、これまで健康診断（医学適正検査を含む）を勤務明けや休日、つまり自分の時間で受診していたと思います。これが今回の労働協約の改定により、**来年度から定期健康診断時に医学適正検査を受診する場合には、受診にかかる時間を労働時間として取り扱うようになりました。**

ところで、健康診断と医学適正検査は同じではないかと思う方も多いかもありません。健康診断は、私たちが健康に日常生活を送れるかどうかの診断で、会社の福利厚生の一環として位置づけられています。一方、**医学適正検査は、省令で定められた検査であり、私たちが業務を行うために必要な適性を備えているかの診断です。**夏に私たちが受診している視力検査等は、それに当てはまりません。

会社は、健康診断として行った検査の結果をそのまま医学適正検査の結果として扱っていましたが、**私たち国労は、この二つをきちんと区別し、省令で定められた医学適正検査については、きちんと労働時間として扱うべきだと声を上げてきました。**その結果、今回の労働条件改善につながりました。国労は引き続き、働きやすい職場環境の実現に向けて取り組んでいきます。

## 他にもこのような要求を行っています

今年度も、人事・賃金等労働条件について、健康診断を労働時間とみなす以外の具体的な進展は見られませんでした。ところでみなさんは、私たち国労が普段、会社にどのような要求を行っているのかをご存知ですか？例えば、**制服の更衣時間や始業前のラジオ体操については、労働時間として扱うとする判例も出ていることから、今後もしも繰り返す要求を行っていきます。**他にも、**社宅使用料の年齢による増額見直しや駐車料金の無料化、55歳以上の賃金減額の廃止等、多くの要求を行っています。**会社と労働者は持つべき考えが違うということを繰り返し述べてきました。私たち労働者にとって働きやすい環境は、私たち労働者自身が作っていかねばなりません。

労働条件は毎年変わります。昨年と比べてどうですか？働きにくくなっていませんか？



労働組合は職場の組合員の声を聞いてくれていますか？



# 若い力

第 84 号

2017年 12月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515